

令和6年第12回農業委員会総会会議録

令和6年第12回船橋市農業委員会総会を12月6日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男 齋藤 教子 金子 しのぶ 豊田 豊 長嶋 雄一 小川 晃 平野 恵昭

神山 茂樹 高橋 光一 藤家 雅子 藤平 尚志 穴倉 由紀雄 藤城 孝義 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（4人）

木村 幸男 齋藤 英幸 伊藤 貞 白井 廣司

欠席委員（0人）

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第12回農業委員会総会を開催いたします。 傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 8番、神山茂樹委員と、11番、藤平尚志委員の両名をお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。

局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。
議長	本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じ、伊藤貞推進委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。
	伊藤貞推進委員退室
議長	それでは、本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。
高橋審査班長	それでは、今月3日、宍倉由紀雄委員、木村幸男推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。 議案書2ページ、地図1から10ページをご覧ください。 議案第1号の1につきましては、車方町に在住の譲受人が当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。 農業従事者は3名、従事日数は960日、農機具を一式保有しております。 以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われま。
議長	ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
議長	ご質問等がなければ採決いたします。
	本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって許可とすることに決しました。
	伊藤貞推進委員、入室をお願いいたします。
	伊藤貞推進委員入室
議長	局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

平野審査班長

それでは、今月３日、金子しのぶ委員、齋藤英幸推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書２ページ、地図１１から１３ページをご覧ください。

議案第１号の２につきましては、藤原に在住の譲受人が当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。農業従事者は２名、従事日数は３９０日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長

では、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第３条許可申請について、議案第１号の３から６を上程いたします。

議長

本件につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。

高橋審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書３ページ、地図１４から１５ページをご覧ください。

議案第１号の３から４につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第１号の３から４につきましては、八木が谷に在住の譲受人が当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は５名、従事日数は５１０日、農機具を一式保有しております。

続きまして、議案書の３ページ、地図１６から１７ページをご覧ください。

議案第１号の５につきましては、八木が谷に在住の譲受人が当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は3名、従事日数は900日、農機具を一式保有しております。

続きまして、議案書3ページ、地図18から19ページをご覧ください。

議案第1号の6につきましては、八木が谷に在住の譲受人が当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は5名、従事日数は510日、農機具を一式保有しております。

以上、4議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

議案第1号の3と5は農地の交換だと思いますが、交換にしては面積が違うので、どういうことか事情を聞きたいです。

議長

審査班、どうぞ。

高橋審査班長

5は、譲渡人の持っている畑が譲受人の親族の牧場の隣なんです。それを交換していいという話が前からあったみたいです。

議長

事務局。

事務局

事務局です。補足させていただきます。

3と4の譲渡人が親族で、5の譲渡人がちょっと離れたところに住んでいるんですけれども、地図の14ページと16ページを見比べていただくと、かなり近接したところに土地がありまして、先代の時代から、14ページの1と2の土地の近くに5の譲渡人が住んでおりまして、16ページの土地の近くに3と4の譲渡人がお住まいということで、交換に近いんですけれども、あまりに面積が違いますので、単価は一緒なんですけど、それぞれ売買という形で土地を整理したというか、自分の自宅の近くに土地を買ったという経緯になってございます。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい。

議長

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

議長

(「なし」の声あり)

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

平野審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図20から22ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、配管工業を営む譲受人が当該地を取得し、資材置場及び駐車場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲には土留め鋼板及びロープを施工し、また、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書4ページ、地図23から25ページをご覧ください。

議案第2号の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地7棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑及び公衆用道路となっており、整備にあたり、周囲にはブロックを施工し、また、雨水は貯留施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書4ページ、地図26から28ページをご覧ください。

議案第2号の3につきましては、中古車販売業を営む譲受人が、区画整理事業により店舗及び車両置場の面積が減少してしまうことから、当該地を取得し、車両置場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は田、現況が畑の田、用悪水路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲には鋼板を施工し、また、雨水については、碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

局長

議長

高橋審査班長

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の4から5を上程いたします。

本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図29から31ページをご覧ください。

議案第2号の4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地11棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水浸透施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。
本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書5ページ、地図32から34ページをご覧ください。

議案第2号の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅用地19棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水地下浸透施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する土地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質問等がございませんので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の6から7を上程いたします。

議長

本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

平野審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図35から37ページをご覧ください。

議案第2号の6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地4棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、公衆用道路及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水

浸透施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地に沿う道路に水道管、ガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に医療施設である船橋二和病院とふたわ診療所があることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書5ページ、地図38から40ページをご覧ください。

議案第2号の7につきましては、当該地に仮登記を設定している譲受人が当該地を取得し、貸電波塔として転用するものです。なお、当該地は、農地法施行規則第53条に基づき、転用許可を要しない貸電波塔が既に設置されています。

申請地は田で、隣接地は既に転用許可済の田、用悪水路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはフェンスを施工し、また、雨水は場内で浸透処理することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する転用許可済の農地以外はありません。

信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案については、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでしたら、採決いたします。

議長

議長

局長
議長
平野審査班長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の8から9を上程いたします。

本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図41から43ページをご覧ください。

議案第2号の8につきましては、竹製品等を手がける譲受人が、事業拡大の先駆けとして申請地を取得し、都市計画法第43条第1項第1号により、専用住宅1棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は公衆用道路及び宅地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水浸透ます、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地からおおむね300メートル以内に滝不動駅の改札口があることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書5ページ、地図44から46ページをご覧ください。

議案第2号の9につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地5棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、公衆用道路、宅地及び雑種地となっており、整備にあたり、周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対して、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第3号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

事務局です。

議案第3号の1につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書6ページ、地図47から48ページをご覧ください。

本議案につきましては、三咲の畑、面積は99平方メートルであります。

当該地は、昭和49年に相続し、古くから代々自宅敷地及び農業用倉庫として一体利用されており、現在に至っております。

議長

20年以上宅地であった旨の証明として、平成15年2月21日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われます。

ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

先ほどの議案第2号の9と同じ開発ですよね。さっき見ていたときに質問したかったけれども、ただ、面積が随分広いなと思って、次のこれを見ましたら、もともとここの農地も一緒に家を建てるという、1棟分になっているということですよね。違いますか。そうですね。

議長

事務局。

事務局

事務局です。開発に関しましては、一体として開発という形でございます。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

先ほどちょっと疑問を感じつつ黙っていたんですけども、次で分かりました。大丈夫です。

議長

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、採決いたします。

本議案につきまして、農地法に基づく許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。

局長。

局長

令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の1から3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第4号の1から3につきましては、令和6年度第7次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は7ページです。

農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地

利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、車方町の畑1筆、280平方メートルに使用貸借による権利1年、2は、神保町の畑2筆、計7,000平方メートルに賃借権15年、3は、神保町の畑1筆、1,385平方メートルに使用貸借による権利3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長 令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の4から18を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第4号の4から18につきまして、議案書は8ページから11ページです。

4は、古和釜町の畑1筆、5,933平方メートルに賃借権6年。

5は、豊富町の畑2筆、計1,451平方メートルに賃借権6年。

6は、豊富町の畑1筆、4,000平方メートルに賃借権6年。

7は、豊富町の畑1筆、3,967平方メートルに賃借権5年。

8は、みやぎ台2丁目の畑3筆、計2,121平方メートルに賃借権3年。

9は、神保町の畑2筆、計2,194平方メートルに賃借権3年。

10は、小野田町の田5筆、計4,413平方メートルに賃借権3年。

11は、金堀町の田2筆、計4,825平方メートルに賃借権3年。

12は、金堀町の田5筆、計2,200平方メートルに賃借権3年。

13は、豊富町の畑1筆、1,357平方メートルに使用貸借による権利3年。

14は、神保町の畑1筆、604平方メートルに賃借権3年。

15は、神保町の畑1筆、952平方メートルに賃借権3年。

16は、大穴町の畑1筆、1,487平方メートルに使用貸借による権利3年。

17は、大穴町の畑2筆、計2,192平方メートルに使用貸借による権利3年。

18は、金堀町の畑4筆、計4,791平方メートルに使用貸借による権利3年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

	全員一致であります。よって承認することに決しました。 局長。
局長	令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の19を上程いたします。
議長	本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じ、白井推進委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。
	_____ 白井推進委員退室 _____
議長	本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号の19につきまして、議案書は12ページです。 19は、神保町の畑2筆、990平方メートルに賃借権3年を継続して設定するものです。 事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。
	以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。 それでは、採決いたします。 本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって承認することに決しました。 白井推進委員、入室をお願いします。
	_____ 白井推進委員入室 _____
議長	局長。

局長 議長 事務局	令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の20から29を上程いたします。 本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。 議案第4号の20から29につきまして、議案書は12ページから15ページです。 20は、八木が谷5丁目の畑1筆、1,481平方メートルに賃借権3年。 21は、大神保町の田及び畑4筆、計7,043平方メートルに賃借権3年。 22は、大穴南3丁目の畑2筆、計3,887平方メートルに賃借権3年。 23は、神保町の畑1筆、5,219平方メートルに賃借権3年。 24は、金堀町の田3筆、計1,557平方メートルに賃借権3年。 25は、大穴南3丁目の畑1筆、1,983平方メートルに使用貸借による権利3年。 26は、神保町の畑1筆、1,252平方メートルに賃借権3年。 27は、神保町の畑1筆、5,920平方メートルに賃借権3年。 28は、楠が山町の畑1筆、727平方メートルに賃借権3年。 29は、車方町の畑2筆、計2,062平方メートルに使用貸借による権利1年。 以上を、それぞれ継続して設定するものです。 事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。 以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。 石山委員。
石山委員	質問です。21番の借受人の経営面積が7,043平方メートルで、今回、借り入れるのが7,043平方メートルというのは、新規に参入するという意味で捉えていいのでしょうか。

議長	事務局。
事務局	今、石山委員に見ていただいた経営面積のところ、7,043平方メートルと、今回の案件が一致するということなんですけれども、今回、更新の契約になりますので、以前から同じ土地を借りて、継続して、また今回に関しましても、賃借権3年にて更新されたということになりますので、新規参入ということではございません。
	以上です。
議長	よろしいですか。
石山委員	はい。
議長	ほかにご質問等、ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がございました。
	それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって承認することに決しました。
	局長。
局長	令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の30を上程いたします。
議長	本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じ、伊藤貞推進委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。
	伊藤貞推進委員退室
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第4号の30につきまして、議案書は15ページです。
	30は、車方町の畑2筆、計1,766平方メートルに使用貸借による権利1年、以上を継続して設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

伊藤貞推進委員、入室をお願いします。

伊藤貞推進委員入室

議長

局長。

局長

令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の31から38を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号の31から38につきまして、議案書は15ページから17ページです。

31は、神保町の畑1筆、6,522平方メートルに賃借権1年。

32は、旭町4丁目の畑1筆、1,226平方メートルに賃借権3年。

33は、旭町5丁目の畑2筆、計2,040平方メートルに賃借権3年。

34は、旭町5丁目の畑2筆、計1,000平方メートルに賃借権3年。

35は、高根町の畑1筆、3,626平方メートルに賃借権3年。

36は、金杉1丁目の畑1筆、5,950平方メートルに賃借権3年。

37は、二和西5丁目の畑1筆、1,346平方メートルに賃借権3年。

	３８は、三咲３丁目の畑２筆、計２,５００平方メートルに賃借権３年。 以上をそれぞれ継続して設定するものです。 事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。 以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。 それでは、採決いたします。 本議案につきまして、令和６年度第７次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって承認することに決しました。 局長。
局長	令和６年度第７次農用地利用集積計画について、議案第４号の３９を上程いたします。
議長	本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、高橋委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。
	_____ 高橋委員退室 _____
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第４号の３９につきまして、議案書は１７ページです。 ３９は、旭町５丁目の畑１筆、１,０００平方メートルに賃借権３年を継続して設定するものです。 事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

議長

以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

高橋委員、入室をお願いします。

高橋委員入室

議長

局長。

局長

令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の40から45を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号の40から45につきまして、議案書は18ページから20ページです。

40は、二和東2丁目、三咲1丁目及び三咲5丁目の畑23筆、計18,228.94平方メートルに賃借権3年。

41は、藤原5丁目の畑1筆、2,299平方メートルに賃借権3年。

42は、馬込町の畑1筆、826平方メートルに使用貸借による権利3年。

43は、金杉9丁目の畑1筆、555平方メートルに賃借権3年。

44は、藤原7丁目の畑1筆、3,788平方メートルに賃借権3年。

45は、藤原6丁目の畑8筆、計3,054平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、

計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長 令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の46を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により小川晃委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。

————— 小川晃委員退室 —————

議長 本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の46につきまして、議案書は20ページです。

46は、夏見町2丁目の畑1筆、1,199平方メートルに使用貸借による権利3年を継続して設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

小川晃委員、入室をお願いします。

小川晃委員入室

議長

局長。

局長

令和6年度第7次農用地利用集積計画について、議案第4号の47から48を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号の47から48につきまして、議案書は20ページから21ページです。

47は、旭町4丁目の畑1筆、4,228平方メートルに賃借権3年。

48は、二和西6丁目の畑2筆、計6,024平方メートルに使用貸借による権利1年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続きまして、協議事項1に入ります。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてでございます。このことにつきまして、事務局より説明をお願いします。

右上に「協議事項1 配付資料1」と書かれた資料をご覧ください。本件の概要とスケジュール案です。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないとされております。

本市におきまして、平成29年12月7日付にて指針を策定し、令和5年4月1日の法改正を踏まえ、令和5年3月9日付にて見直しを行っております。

ここで、まずは現在の指針の内容について概要を説明いたしますので、「協議事項1、配付資料2」、船橋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をお配りしておりますので、ご覧ください。

まず、1ページの第1、基本的な考え方におきまして、船橋市の農業の現状と問題点を踏まえて、農地等の利用の最適化を推進するための具体的な目標と推進方法を定めるとしております。

また、指針策定にあたり、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針や、船橋市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、その見直し時期や農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証し、必要に応じて見直しを行うこととなっております。

続いて2ページに移ります。ここからは第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法として、遊休農地対策、農地の利用集積、新規参入の促進の3つに分けた内容となっております。

2ページから3ページをご覧ください。1番は、「遊休農地の発生防止・解消について」となり、遊休農地の解消面積の目標や、具体的な対策・推進方法となっております。

3ページから4ページをご覧ください。2番は「担い手への農地利用の集積・集約化について」となり、農地利用集積面積の目標や、具体的な対策・推進方法となっております。

5ページをご覧ください。3番は「新規参入の促進について」となり、新規参入の促進目標や具体的な対策・推進方法となっております。

以上が、令和5年3月に見直しを行った指針の概要となります。

この指針については、さきにもお伝えしたとおり、農業委員会等に関する法律に基づき定めておりますが、委員の改選期に見直しを行うこととなっております。皆様の任期は令和8年7月19日までではございますが、現在の指針の中で定めている目標が令和7年3月で期限を迎えるものがあることから、今年度中の見直しを検討する必要があります。

以上のことから、この指針の見直しについて、協議をお願いしたいと思います。

なお、法第7条第3項の規定により、「指針を変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」とされているほか、第4項の規定により、「これを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」と定められております。

また、スケジュールについては、配付資料1の2、スケジュール案に記載のとおりが望ましいと考えております。

事務局の説明は以上です。

議長

本件について、ご意見はございませんでしょうか。

神山委員

農政小委員会に付託したいと思います。

議長

ただいま神山委員より、農政小委員会に付託するという意見がございました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議がないようでしたら、採決いたします。

本件につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致です。それでは、付託することに決しました。

引き続き、協議事項2に移ります。令和7年度最適化活動の目標の設定等についてでございます。

このことにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局

右上に「協議事項2 配付資料2」と記載された資料をお配りしておりますので、ご覧ください。本件の概要とスケジュール案についてです。

まず、1番、概要につきまして説明いたします。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況や事務の実施状況について、公表しなければならない」こととされております。

また、令和4年2月2日付3経営第2584号にて、農林水産省経営局長より、「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知が発出されたことに伴い、「農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、県知事に報告及び各関係機関に通知する」必要があります。

続きまして、2番、スケジュール案をご覧ください。昨年度の令和6年度目標設定時は、農政小委員会、農地利用最適化推進委員連絡協議会及び推進委員・農政小委員の合同会議において検討を行い、4月総会の決定を経て、報告、通知、公表を行っております。本日は、参考のため、「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を「協議事項2 配付資料2」として配付しております。

主な内容は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3点となり、それぞれの成果目標や具体的な活動目標の日数、取組方法について設定するものです。

先ほどご説明したとおり、農林水産省経営局長からの通知において、この目標の設定及び公表は、毎年度4月末までに行うこととされていることから、本日は船橋市農業委員会として、令和7年度の最適化活動の目標をどのように検討していくか、協議をお願いいたします。

なお、先ほどご審議いただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」と関連する箇所も多いことから、今年度につきましては、一括して審議することが適当であると考えます。

説明は以上です。

本件につきまして、ご意見はございませんでしょうか。

本件についても、農政小委員会に付託したいと思います。

ただいま神山委員より、農政小委員会に付託するとのご意見がございました。皆様、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長

神山委員

議長

議長

意見がないようなので、採決をいたします。

本件につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致です。それでは、付託することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

事務局でございます。

事務局より報告事項が7件ございます。

まず初めに、報告事項（１）、議案書は22ページから25ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、10月中に18件の届出を受理いたしました。

報告事項（２）、議案書は26ページから30ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、10月中に25件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（２）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（３）、議案書は31ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、1件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（４）、議案書は32ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、1件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（５）、議案書は33ページになります。農地の転用事実に関する照会について、2件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（６）、議案書は34ページになります。農地の埋立等工事完了届出書の受理について、2件の届出書を受理いたしました。

最後に、報告事項（７）、議案書は35ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、2件の行為の制限

	の解除がなされ、市長より通知がありましたので、ご報告いたします。
	事務局からの報告は以上でございます。
議長	以上で、本日予定されました議案審議は終了いたします。(午後4時5分) 次に、事務連絡がございます。
事務局	_____ 事務連絡 _____
議長	次に、農政小委員長より連絡事項がございます。
農政小委員長	_____ 連絡事項 _____
議長	次に、農委だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。
農委だより委員長	_____ 連絡事項 _____
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 引き続き、クラブ幹事長より連絡事項がございます。
クラブ幹事長	_____ 連絡事項 _____
	議長は、午後 4 時 1 0 分第 1 2 回農業委員会総会の閉会を宣言した。

|